

# 東大和市テニス連盟規約 改訂案

## 第1章 総則（名称および目的）

第1条 本連盟は東大和市テニス連盟と称し、事務局を会長宅におく。

第2条 本連盟はテニスを通じて会員相互の親睦、技術の交流、向上をはかることを目的とする。

## 第2章 構成および役員

第3条 本連盟は第2条の目的に賛同する在住および在勤の本連盟が加入を承認した団体及び個人~~（6名以上）~~をもって構成する。

第4条 本連盟は加盟団体及び個人登録者の中から推薦された者（以下、「評議員」と言う）によって運営する。

第5条 本連盟に評議員の中から次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名、スポーツ協会理事1名、総務部長1名、行事部長1名、その他連盟活動に必要とする担当役員とする。

## 第3章 会議および事業

第6条 評議員会は年1回以上、必要に応じて会長がこれを召集する。また、いずれかの会員の要求があれば会長はいつでも評議員会を召集しなければならない、議決は出席評議員の過半数によって行う。

第7条 評議員会は次の事項を討議する。

(1) 事業計画および報告と、これにともなう予算、決算の承認。

(2) 規約の改正。

(3) 新評議員の選出。

(4) 東大和市スポーツ協会の理事および評議員の決定。

(5) その他会長、評議員が付議した事項。

第8条 連盟の年間事業は次の通りとする。

(1) 春季大会（春季に本連盟が主催する大会）

(2) 市民大会（秋季に東大和市が主催する大会）

~~(3) チャリティ大会（本連盟が主催する大会）~~

(4) その他、上部団体が主催する大会

## 第4章 会計

第9条 本連盟の経費は東大和市・スポーツ協会からの補助金および加盟団体及び個人登録者がこれを負担する。

第10条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第5章 表彰規定

- 第11条 本連盟の会員および関係者が、次の各号に該当したと認められるときは、評議員会の審査を経て東大和市テニス連盟が表彰する。
1. 本連盟の運営に献身的努力をもって精励することが多年にわたるとき。
  2. 本連盟に関し有益な大会で優秀な成績をおさめたとき。
  3. 前各号のほか、評議員会が表彰に値すると認めたとき。
- 第12条 東大和市スポーツ協会等の他団体から、本連盟に対し表彰者の推薦依頼があった場合は、前記11条に則り、会長が推薦する。

## 第6章 選手派遣推薦基準

- 第13条 上部団体が主催する大会への選手派遣推薦基準は、春季大会又は市民大会において上位に入賞し、且つ登録されている加盟団体及び個人登録者から本連盟が推薦した者とする。

## 第7章 その他

- 第14条 評議員の任期は1年とする。但し、再任をさまたげない。

## 付記

- (1) 本連盟の加盟団体は、次の通りとする。  
東大和テニスクラブ、~~テセックテニスクラブ~~、~~グランパサージュテニスチーム~~、~~東亜ディーケーケーテニスクラブ~~、BIGBOX 東大和
- (2) 第9条による会費は次の通りとする。
- |      |                   |
|------|-------------------|
| 個人登録 | 1,000円/年          |
| 団体会費 | 2,000円/年(2人~10人)  |
| 団体会費 | 4,000円/年(11人~20人) |
| 団体会費 | 6,000円/年(21人~30人) |
| 団体会費 | 8,000円/年(31人~40人) |
| 団体会費 | 10,000円/年(41人以上)  |

起草	昭和 53 年	5 月 20 日	
施行	昭和 53 年	6 月	
改正	昭和 60 年	5 月 5 日	第 2 章第 3 条、4 条
	昭和 63 年	6 月 4 日	第 3 章第 8 条
	平成 5 年	4 月 10 日	第 1 章第 1 条、2 条
	平成 8 年	4 月 6 日	第 3 章第 8 条
	平成 10 年	4 月 1 日	第 5 章第 1 条、2 条
	平成 12 年	3 月 25 日	第 3 章第 8 条、付記(1)(2)
	平成 14 年	4 月 6 日	第 2 章第 3 条、第 2 章第 4 条、第 2 章第 5 条、第 3 章第 8 条、 第 6 章第 13 条、付記(1)
	平成 23 年	1 月 8 日	第 2 章第 3 条、第 2 章第 5 条、第 6 章第 13 条、第 7 章第 14 条、 付記(1)
	平成 26 年	4 月 5 日	付記(1)
	平成 27 年	4 月 4 日	付記(1)
	平成 30 年	1 月 6 日	第 6 章第 13 条
	令和 4 年	3 月 31 日	付記(1)
	令和 7 年	4 月 1 日	第 2 章第 3 条、4 条、5 条、第 3 章第 7 条(4)、第 8 条、 第 4 章第 9 条、第 5 章第 12 条、第 6 章第 13 条、付記(1)(2)